

市民生活の「安心・安全」の確保に向けて



仙台市消防局長 可沼 伸一

近年、火災、事故等はもとより、集中豪雨等の自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらし、その様態も大規模化、多様化の傾向にあります。昨年は記録的な豪雪、梅雨前線による大雨、台風第13号、佐呂間町の竜巻などの自然災害、また、弾道ミサイル発射のように国民保護の観点から見過ごすことのできない事案も発生しました。

仙台市では、近年大きな災害は発生しておりませんが、過去には、昭和53年に都市型災害の典型といわれた宮城県沖地震を経験し、ブロック塀の倒壊による人的被害や住宅被害、ライフラインの停止などにより、市民生活に大きな被害がもたらされました。この宮城県沖地震は周期的に発生しており、本年1月、政府の地震調査研究推進本部が公表した次の宮城県沖地震の発生確率は、10年以内に60%程度とさらに高くなり、より一層、再来する宮城県沖地震への的確な対応が求められております。このような状況の中、市民生活の「安心・安全」を確保していくには、地震等への対策をはじめ、増大する消防需要に的確に対応できるよう、消防体制の更なる充実とともに、テロ対策や感染症対策をはじめとした危機管理、国民保護のための措置など、新たな体制を構築することが不可欠となっております。

このため、本市では、災害への組織的かつ効果的な部隊運用体制を構築するため、消防活動体制の再編を行い、特別高度救助隊の創設、指揮隊の強化などに着手するとともに、消防署所の適正配置等により、消防力の総合的な向上を目指しているところであり、危機管理や国民保護につきましても、昨年4月に危機管理室を新設し、有事の際の円滑な対応体制の確立に取り組んでいるところです。

一方、右肩上りで増加していた本市の救急件数は、昨年は前年より406件減少し、3万8,787件となりました。その要因については、交通事故の減少、インフルエンザ流行の小規模化に加え、救急車の適正利用を市政広報やマスコミ報道などを通じ、広く市民に啓発してきた効果もあったのではないかと考えております。しかしながら、人口の高齢化が進む中で、救急需要は更に増加するものと思われ、その対策として、応急手当の普及啓発や救急車の正しい利用方法の市民啓発に重点的に取り組むとともに、緊急度・重症度に応じた新たな救急体制のあり方を検討するなど、市民の救急要請に的確に対応できる体制づくりを市民との連携により進めていく必要があるものと考えております。

本市の行財政状況も厳しさを増し、徹底的な歳出削減、創意工夫による歳出見直しが進められておりますが、今後は、既存の枠にとらわれない新たな発想による取り組みや、将来を見据えたきめ細やかな消防行政を展開し、本市の施政の柱の一つである市民生活の「安心・安全」の確保に向け、災害に強いまちづくりをしっかりと推進してまいりたいと思います。

消防の動き



平成19年
2月号

No. 431

- 平成19年度予算(案)等について
- 全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」の実施
- 「緊急物資調達の調整体制・方法に関する検討会」の発足



平成19年度予算(案)等について

総務課

1 国の予算の概要

政府は、平成18年12月24日、平成19年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に定められた歳出改革の確実な実施を基本とし、成長力強化・再チャレンジ支援・少子化対策・教育再生等に重点的な予算配分が行われています。

一般歳出については平成16年度当初予算以来3年ぶりに増額の47.0兆円（対前年度比1.3%増）となっています。内訳として、社会保障関係費や中小企業対策費等で約1兆円の増額となっている一方、公共事業関係費をはじめとしたその他の経費については、約4,600億円の減額となっています。

また、一般歳出に、国債費及び地方交付税交付金等を加えた一般会計歳出全体の規模は、総額82.9兆円（対前年度比4.0%増）となっています。

2 消防庁の予算の概要

消防庁予算の総額は135.6億円、対前年度比△6.7億円（△4.7%）となっています。なお、詳しくは後述しますが、

当初予算で要求していたNBCテロ災害対応資機材の整備経費（2.7億円）については、緊急性が高いため、平成18年度補正予算に前倒して予算措置されています。この前倒しの分を含めた実質的な予算で見ますと、対前年度比は△3.9億円（△2.7%）となります。

内容を見ていきますと、まず、消防補助負担金については、地方向け補助金は全体として前年度より抑制するとの厳しい方針のもとでしたが、消防庁全体として84.7億円（対前年度比△1.2%）と、必要な予算を確保しました。

内訳として、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、前年度の水準を維持した50.0億円を確保し、平成20年度までに緊急消防援助隊を4,000隊規模への増強を図ることとしています。なお、平成19年度から救助工作車Ⅳ型、支援車Ⅲ型・Ⅳ型が新たに補助メニューとして追加されています。次に、消防防災施設整備費補助金については、公共事業関係費が政府全体で△3.5%と厳しく抑制される中で、33.5億円（対前年度比△3.0%）を確保しています。その他、緊急消防援助隊の活動費や国民保護の訓練経費に関する国庫負担金については、ほぼ前年度並みの1.2億円（対前年度比△0.3%）を確保し、大規模災害や武力攻撃事態等への対応体制の強化を着実に進めていくこととしています。

平成19年度消防庁予算(案)について

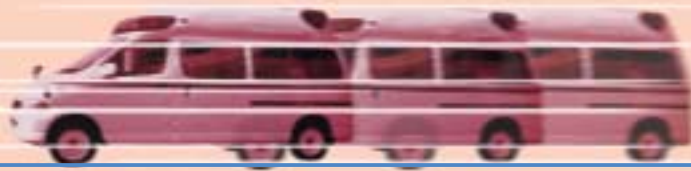
平成19年度予算額 135億64百万円（^⑱142億30百万円）

（単位：百万円、%）

	⑱予算額(案) a	⑱要求額 b	⑱当初予算 c	比較増減額 a-c	増減率 a-c/c
総額	13,564 (13,839)	15,528	14,230	△666 (△390)	△4.7 (△2.7)
事業費等	5,093 (5,368)	6,400	5,655	△561 (△286)	△9.9 (△5.1)
消防補助負担金	8,471	9,127	8,575	△104	△1.2
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,539	5,000	0	0.0
消防防災施設整備費補助金	3,351	3,455	3,455	△104	△3.0
国庫負担金	120	133	120	△0	△0.3

注1 端数処理の関係上、表中の計算が合わないことがある。

注2 括弧書きの数字は、補正予算に前倒しされたNBCテロ資機材の整備に要する経費（2億75百万円）を加えた額である。



次に、消防補助負担金以外の事業費等については、50.9億円となっており、対前年度比で5.6億円の減額（△9.9%）となっています。

主な事業では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備事業費（1.8億円）、消防団員の確保や活動支援経費（0.7億円）や消防防災技術の研究開発に関する競争的研究資金（3.1億円）等の他、19年度は自治体消防の原則を定めた消防組織法の制定から60周年を迎えることから、60周年記念事業の実施に係る経費（0.2億円）が予算措置されています。

また、先に記載しているとおり、19年度当初予算で要求していたNBCテロ災害対応資機材の整備経費（2.7億円）については、平成18年度補正予算に前倒しして予算措置されています。この前倒しの分を含めた実質的な予算で見ますと、対前年度比は△2.9億円（△5.1%）となります。

3 平成19年度の主な事業

消防庁の平成19年度の主な事業は、以下のとおりです。

(1) 消防防災体制の強化

- ・市町村消防の広域化の推進に要する経費（18百万円）
- ・消防救急無線等の高度化・高機能化の推進に要する経費（88百万円）
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）整備事業（1億84百万円）
- ・国民保護訓練の経費負担に要する経費（94百万円）
- ・消防団員の確保及び消防団活動の充実強化に要する経費（73百万円）
- ・自治体消防制度60周年記念事業の実施（22百万円）

(2) 大規模災害に対する備えの強化

- ・緊急消防援助隊の4,000隊への増強に要する経費（50億円）
- ・緊急消防援助隊等の活動体制の充実強化に係る調査検討に要する経費（30百万円）
- ・緊急消防援助隊派遣体制の整備に要する経費（1億2百万円）
- ・消防防災施設の整備に要する経費（33億51百万円）
- ・消防の国際協力及び国際貢献の推進に要する経費（7百万円）

(3) 火災予防対策の積極的推進・消防防災科学技術の向上

- ・住宅防火対策及び防災製品普及の総合的促進方策の

検討に要する経費（24百万円）

- ・危険物施設における安全対策の総点検に要する経費（1億30百万円）
- ・消防防災技術研究開発に要する経費（3億11百万円）

(4) 地域の安心・安全の確保

- ・消防団員の確保及び消防団活動の充実強化に要する経費（再掲）（73百万円）
- ・消防団・自主防災組織の育成等に要する経費（16百万円）
- ・地域安心安全ステーション整備モデル事業に要する経費（11百万円）
- ・救急業務の高度化推進に要する経費（9百万円）

平成18年度補正予算(案)

平成18年度の補正予算(案)は12月20日の臨時閣議で閣議決定されました。

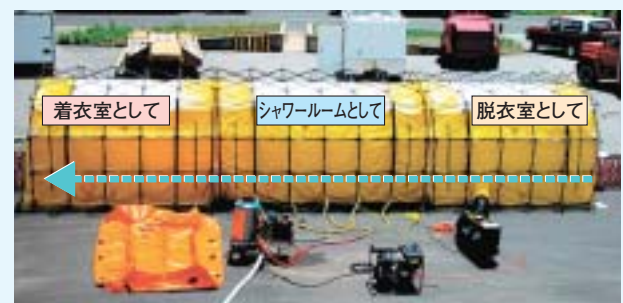
今回の補正予算では、財政健全化を更に進める方針の下、国民の安全・安心の観点からの災害対策等、必要性・緊急性の高い経費について予算措置されています。

消防庁関係の補正予算(案)については、最近の国際情勢の緊迫等を背景に、政府全体として危機管理対策に緊急に取り組むとの観点から、19年度当初予算で要求していた「NBCテロ災害対応資機材(※)の整備経費」(2.7億円)が、危機管理緊急対策費として前倒しで措置されることになりました。

※NBCテロ災害対応資機材

①大型除染システム(2.2億円)

テロ等によりNBC災害が発生した際に、救命率の向上や二次災害防止のため、汚染された可能性のある人から、大量かつ迅速に汚染物質を除去するシステム。主要な大都市圏の消防本部（5カ所を想定）に配備予定。



大型除染システム

②システム関係備品(生物剤検知キット)、消耗品(化学剤検知紙)(0.5億円)

汚染の有無を判定するための備品、消耗品。特別高度救助隊及び高度救助隊を置く67本部に配備予定。



「緊急物資調達の調整体制・方法に関する検討会」の発足

防災課

1 概要

大規模な地震災害等の発生により、被災地においては、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止するために、生活関連物資の不足が懸念されます。このため被災地域内での物資の調達、及び被災地外からの緊急物資受入れ等に係る調整を適切に行うことが重要です。

しかしながら、平成7年の阪神・淡路大震災では、現地のニーズと被災地外から送られてくる物資の調整が行われず緊急物資が適切に配布されない状況が相次ぎました。また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震においては、必要な物資と実際に送られてくる物資の種類・数量に食い違いが生じたほか、被災地外から緊急物資等が到着する際に混乱を生じる等の状況が発生しました。

こうしたことから、適時的確に緊急物資の調達を図り、地震防災対策の充実・強化を図ることを目的として検討会を発足しました。

平成18年12月18日に第1回検討会を開催し、河田恵昭座長（京都大学防災研究所所長・教授）を中心に検討事項の確認と今後の方針等について活発な議論が交わされました。

2 検討事項

緊急物資調達の調整体制・方法について

- (1) 地方公共団体における緊急物資提供に係る体制の現状と課題
- (2) 地方公共団体における緊急物資受入れに係る体制の現状と課題
- (3) 緊急物資の種類等
- (4) 上記(1)～(3)を踏まえた消防庁及び地方公共団体における調整体制・方法

3 今後の予定

今年度内に検討会を2回程度開催し、緊急物資調達に係る課題等について論点を整理し、報告書を取りまとめる予定です。

緊急物資調達の調整体制・方法に関する検討会委員

(五十音順・敬称略)

座長

河田 恵昭 京都大学防災研究所所長・教授

委員

内田 正夫 埼玉県危機管理防災部消防防災課長

金谷 裕弘 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

栗田 暢之 特定非営利活動法人

レスキューストックヤード代表

小室広佐子 東京国際大学国際関係学部

国際報道学科長

酒井 浩一 高知県企画振興部企画調整課チーフ

谷口 清作 社団法人全日本トラック協会常務理事

古市 正二 福島県生活環境部

県民安全領域災害対策グループ参事

前田 幹夫 静岡県総務部防災局防災政策室長

室崎 益輝 総務省消防庁消防大学校

消防研究センター所長

吉村 秀實 ジャーナリスト



第1回「緊急物資調達の調整体制・方法に関する検討会」の様相

平成18年度第2回消防審議会を開催

総務課

平成18年12月14日(木)に、平成18年度第2回消防審議会を開催しました。不特定多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物における大規模地震等に対応した自衛消防力の確保について、審議が行われました。また、前回の審議会で設置された「消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会」の検討状況について、小委員長を務める秋本敏文委員と消防庁から報告がありました。

今回は、平成19年2月7日に開催され、答申案の審議を行う予定です。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は、消防庁のホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載しています。

(審議事項)

- ・ 予防行政について

(報告事項)

- ・ 消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会の検討状況について
- ・ 消防の広域化の取組み状況について

消防審議会委員

(五十音順、敬称略)

(会 長)

菅原 進一 東京理科大学大学院
総合科学技術経営研究科教授

(会長代理)

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

(委 員)

石田 瑞穂 独立行政法人海洋研究開発機構
地球内部変動研究センター特任研究員

上田 信雅 富山県消防協会会長

大河内美保 主婦連合会副会長

小川 和久 株式会社危機管理総合研究所
代表取締役研究所長

金子 均 日本経団連環境安全委員会安全部会長

重川希志依 富士常葉大学環境防災学部教授

島崎 修次 杏林大学医学部救急医学教授

関口 和重 全国消防長会会長 (東京消防庁消防総監)

林 春男 京都大学防災研究所
巨大災害研究センター教授

榎本 頼兼 京都市長

山脇 晴子 日本経済新聞社文化・事業局局長



第2回消防審議会の模様



消防審議会会長の菅原進一氏

「予防行政のあり方に関する検討会」 中間報告について

予防課

はじめに

消防庁では、平成19年度総務省重点施策「Ⅵ. 国民の安心・安全の確保」の中で、火災予防対策に関し、「防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討する」こととしています。

このため、平成18年7月から「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行っています。検討会では、主な課題として次の4点を取りあげ、それぞれについてこれまでの取組みを整理し、その対応の考え方について検討を進めてきたところです。

- ①大規模化等の変化が進む防火対象物における安全管理と自衛消防力
- ②防火対象物の安心・安全に関する確認体制と透明性の確保
- ③出火・拡大の実態に応じた効果的な火災危険の低減
- ④統計データや社会情勢等の予防行政への戦略的な反映の仕組み

今回の中間報告では、上記①の一環として検討してきた「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保」の緊急性が特に高いと考えられることから、この点を中心として対応の考え方を取りまとめました。

1. 予防行政の現況等

（大規模地震等に対応した自衛消防力関係）

（1）災害時の事業所の応急対策

ア. 消防法にもとづく応急対策として、火災の早期覚知、初期消火、通報、避難誘導等のため、消防設備及び自衛消防組織のハード・ソフト両面による措置が規定されていますが、自衛消防組織については、各事業所の消防計画に具体的内容が委ねられ、現状において、次のような問題点が見られます。

○火災時における初期消火、通報、避難誘導等の実施状況は、全体として不十分な状況であり、被害拡大に結びついているところ。この傾向は、訓練を実施してい

ない場合や管理権原が分かれている場合に顕著。また、消防設備のうち手動操作を要する消火設備の使用率・操作率は特に低い状況

○過去、深刻な被害を生じている火災は、事業者における応急対策が不十分であることに起因する事例が多数

イ. 災害時の応急対策として、火災のほか地震等の災害への対処が必要となりますが、従来事業所において講じられている対策は火災（特に失火）に主眼が置かれており、事業所における地震対策は、なお未整備の部分が多い状況です。

○応急対策上の責任者の選定は比較的進んでいるものの、必ずしも組織体制が整っていない状況

○応急対策に関する計画・マニュアルは、未作成の事業所が多数

○定期的な防災訓練は、未実施の事業所が多数

○上記の枠組みが整っている場合を含め、全館一斉避難のような状況の発生、避難施設や消防設備の損壊、同時多発的な被害の発生といった、これら緊急事態に応じた利用客の安全確保、防災センターと各テナントの連携等について、計画・訓練上考慮されていないなど、その実効性が懸念されるものが多数

*平成18年11月に、同様の問題提起が学会からもなされている（土木学会・日本建築学会「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言」等）。

○最近の地震で見られた問題点

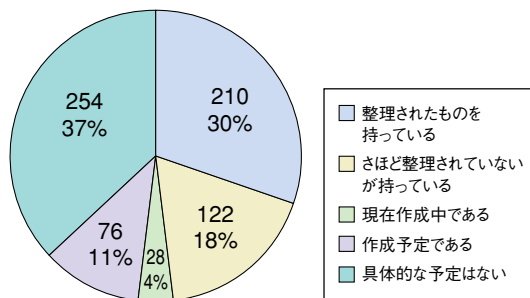
・阪神・淡路大震災（平成7年1月）：ビルの全部又は一部損壊、避難施設や消防設備の損壊（防火戸の枠変形・スプリンクラー破損等）が多数発生

・福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年3月）：避難誘導の未実施により一部エレベータに利用者が殺到するケースが発生

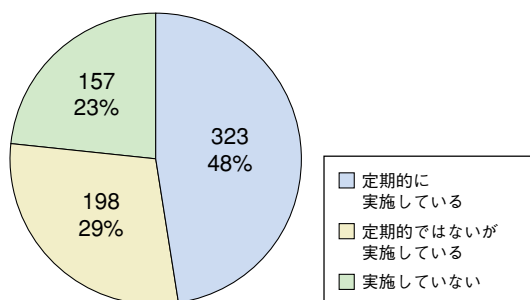
・千葉県北西部を震源とする地震（平成17年7月）：エレベータの閉じ込め事案が多数発生、利用者救出の際に多くの建築物で混乱

<企業防災に関する調査結果の例>

*調査方法や地域により若干の差異あり



事業所における防災計画の保有状況



事業所における防災訓練実施状況

出典:関西経済連合会「企業の事業継続計画に関する調査」

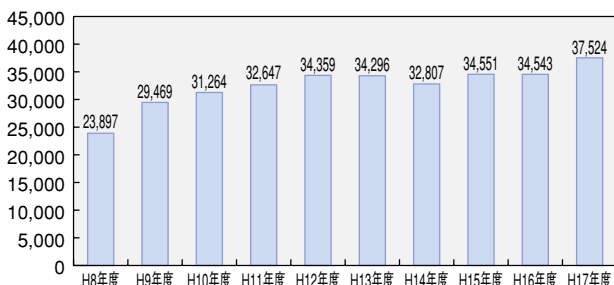
(2) 災害リスクの増大につながる事が予想される環境変化

ア. 防火対象物における環境変化の状況

近年、大規模・高層化などの高度利用の進展、建築構造や設備の多様化、事業所における管理形態や契約・就業形態の変化が急激に進んでいます。

(ア) 大規模・高層化の進展

○全国の高層建築物(高さ31mを超える建築物)は、平成8年度から平成17年度の10年間にかけて約1.7倍の増加

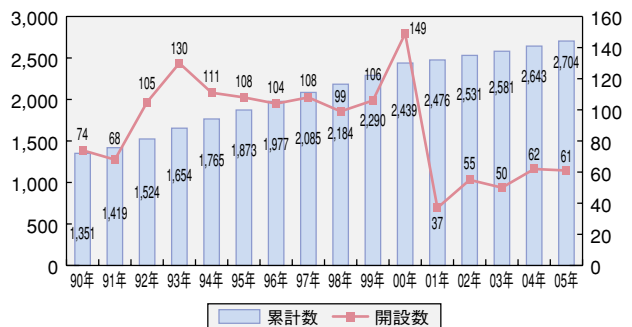


高層建築物の推移

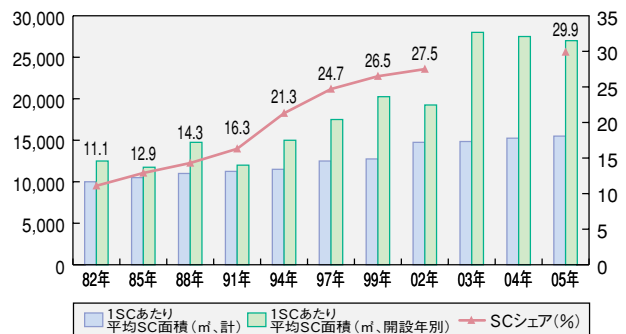
出典:平成8年～18年度防火対象物実態調査

・ショッピングセンター(S C)の例

複合商業施設であるS Cの数は、平成2年から平成17年にかけて約2倍に増加。また、S C 1店舗あたりの平均床面積も年々拡大しており、昭和60年から平成17年に



SC開設数の推移



SC面積の推移

* 財団法人日本ショッピングセンター協会「SC白書2006」から引用

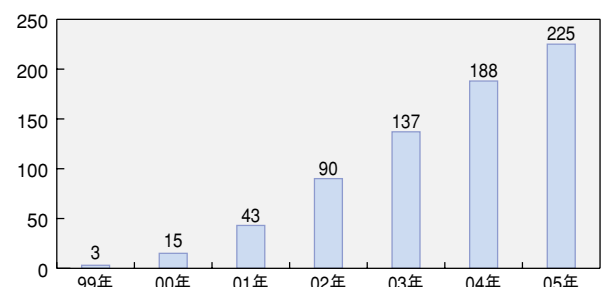
かけて約1.5倍に増加。開設年度別S Cの1店舗あたりの平均床面積をみると、新しいS Cはより大規模化が進んでいる状況

(イ) 建築構造や設備の多様化

技術の進展や意匠上のニーズ等により、建築構造・設備の多様化が進み、建築防火や消防設備上も従来とは異なる形態のものが認容されている状況。また、防犯上の観点から、セキュリティシステムによる施錠管理の普及が進んでいるところ

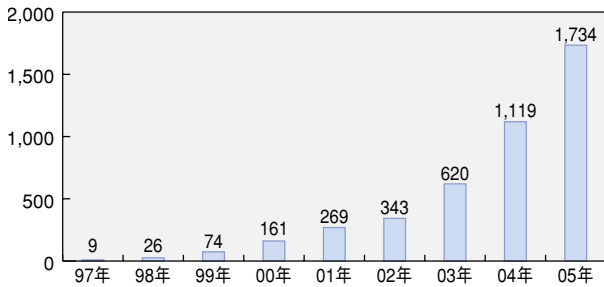
(ウ) 管理形態や契約・就業形態の変化

○P F I、不動産証券化など、複雑な権利関係にもとづき管理が行われる施設が増加。また、これらの施設では、数年単位で管理体制全体が変わることが契約上予定されているものも多く、管理上の実効性・継続性の確保に留意が必要



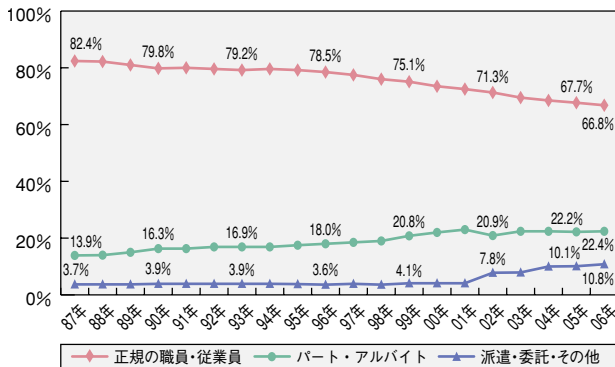
PFIプロジェクト数の推移

出典:内閣府P F I推進委員会資料平成17年12月31日調べ



出典：国土交通省「平成17年度不動産の証券化実態調査」

○企業における業務の外部委託は全体として進行しており、環境・防犯関連(防火に関する業務を含む。)では6割以上が外部委託を導入(経済産業省・経済活動基本調査)。また、雇用形態として正規の職員・従業員の比率は年々低下し、平成18年1～3月の平均では66.8%となっている状況



出典：総務省統計局「昭和62年～平成18年労働力調査」
※平成18年は1月～3月の平均値

(エ) 利用形態の変化

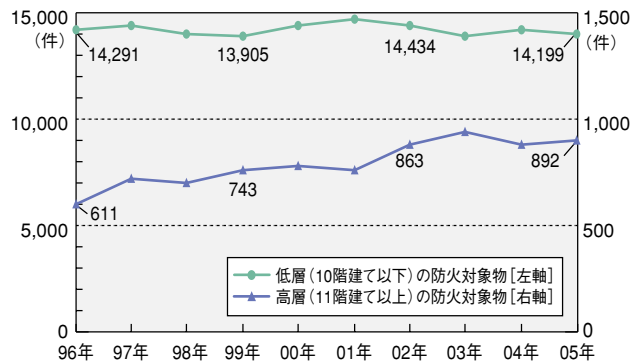
事業所における利便性や収益性の向上、地域における少子高齢化や社会福祉への対応等といった様々な観点から、従来必ずしも想定していなかった形態での部分利用や多機能化、小規模化等が進行している状況

イ. 環境変化の影響

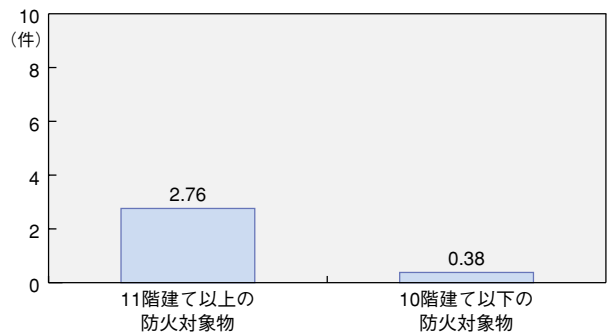
こうした環境変化の影響として、安全管理や災害時の応急対策はより煩雑かつ広範囲に及ぶものとなるが、逆にその実施体制は不安定さを増すこととなることから、人的対応の不備に伴う潜在危険性を増大させるおそれがあります。

また、防火対象物の規模が大きくなると、当該防火対象物に存する熱源やその利用者の数が増えることから、火災等につながる何らかの不具合や不適切行動が発生す

る頻度も大きくなるのが一般的と考えられ、自衛消防組織による人的対応の頻度も多くなり、災害への備えに万全を期することがより一層必要となります。なお、大規模・高層の防火対象物は構造・設備面で相応の安全対策が講じられているとともに、防火対象物の火災性状は構造や利用形態等により大きく異なるものであることから、建物あたりの出火件数が直ちに火災危険の大きさを示すものではありません。



出典：平成8年～平成17年火災報告



出典：平成17年火災報告

2. 主な課題と対応の考え方

(大規模地震等に対応した自衛消防力の確保関係)

(1) 現状と課題

ア. 近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっています。しかしながら、事業所における防災計画の作成や訓練の実施等は、現状において行われていないか、内容が不十分なところが多い状況であり、震災時には、火災と異なる対応が必要となるとともに、当該地域で同時多発的に火災や倒壊建物からの救出事案が発生すると考えられることから、事業所における自助体制の確立が急務となっています。

イ。また、防火対象物の大規模・高層化等の高度利用が急激に進展しており、不特定多数が利用する大規模・高層化された防火対象物が増加しています。

このような防火対象物では、地上とのアクセスが構造上大きく制限されること、避難時の移動距離が非常に長くなること、群集心理によりパニックを生じやすいこと等から、適切な対策が施されていない場合の消防防災上のリスクは極めて大きいと考えられ、災害時における消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護について、より高度・複雑な対応が必要となりますが、事業所の組織体制や活動計画にはなお未整備の部分が多い状況です。

ウ。なお、これらの制度的な背景として、大規模地震等の発生時における避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていないこと、災害時の初動対応を行う自衛消防組織の設置は各事業所の自主的取組みに委ねられていることがあげられます。

(2) 対応の考え方

不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の防火対象物については、消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、管理権原者の責務として、大規模地震等に対応した計画作成とともに、自衛消防力を確保することが必要と考えられます。

また、大規模対象物等の安全確保を目的として、これまで部分的に対応が図られてきた総合操作盤の設置や防災センター要員講習、附加条例等を有機的に組み合わせた内容とすることが適当と考えられます。

ア。大規模地震等に対応した自衛消防力を確保すべき防火対象物

災害時の人命危険が大きい一定の用途・規模の防火対象物においては、大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが必要と考えられます。

<対象となる大規模・高層等の防火対象物のイメージ>

- 用途：百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物など、不特定多数の者や自力避難が困難な者の利用に供するもの等
- 規模：総合操作盤の設置や防災センター要員講習の受講の対象となる大規模・高層等のもの（例えば、①延べ面積5万㎡以上、②階数5以上かつ延べ面積2万㎡以上、③高層建築物(延べ面積1万㎡以上)、④地下街(延べ面積千㎡以上)など)

イ。大規模地震等に対応した消防計画の作成

消防計画に定めるべき事項として大規模地震等への対応事項を明確化することが必要と考えられます。

<対応事項の例として考えられるもの>

- 避難誘導～救出・救護
- エレベータ停止に伴う閉じ込め事案への対応、移動手段の確保等
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害の発生、瞬時の被害拡大への対応
- 災害発生時の身体保護、火気使用停止等の安全行動 等

ウ。自衛消防組織の設置

(ア) 業 務

防火対象物における火災又は地震等の災害による被害を軽減するための応急活動。具体的には、在館者の生命・身体の保護、周囲への影響防止や被害の局限化を目的とする消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等を実施

(イ) 編 成

自衛消防組織は、応急活動上必要な人員及び装備をもって編成

<編成イメージ>

- 定期的に講習を受けている資格者のうちから、自衛消防隊長及びこれを補佐する者を定めること
- 自衛消防組織全体の指揮命令を統括する防災センター機能と各隊員の活動資機材を装備すること

3. 今後の進め方

本検討会では、予防行政全体の概観や、早急に対応を図ることが必要な事項について優先的に作業を行ってきたところです。その過程において、今回の中間報告で方向性を示すに至らなかった課題も多く残されており、これらの点については引き続き本検討会において議論を進めていくとともに、必要に応じ個別の検討体制へ移行することとしています。

なお、「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保」については、中間報告の内容を踏まえ、消防審議会ですらに検討が行われているところであり、これらの検討結果にもとづき安全確保を図っていくことが必要ではないかと考えています。

平成18年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は4万451件、前年同期比2,773件の減少

平成18年(1月～9月)における総出火件数は4万451件であり、前年同期と比べると、2,773件の減少(-6.4%)となっています。

これは、おおよそ1日あたり148件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	23,559	58.2%	-1,001	-4.1%
車両火災	4,626	11.4%	-299	-6.1%
林野火災	1,329	3.3%	-514	-27.9%
船舶火災	75	0.2%	-17	-18.5%
航空機火災	1	0.0%	-4	-80.0%
その他火災	10,861	26.8%	-938	-7.9%
総出火件数	40,451	100%	-2,773	-6.4%

2 火災による死者は22人減少、負傷者は117人の減少

火災による死者は1,552人で、前年同期と比べると

22人の減少(-1.4%)となっています。

火災による負傷者は6,393人であり、前年同期と比べると117人の減少(-1.8%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は862人で、9人増加となり、昭和54年以降最多

建物火災における死者は、1,149人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,033人となっています。

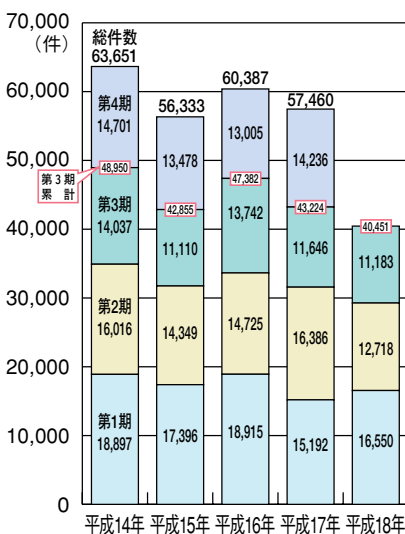
また、放火自殺者等を除くと建物火災における死者は950人であり、このうち住宅火災による死者は862人(9人の増・+1.1%)となっており、データの存在する昭和54年以降最多となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.9%で、出火件数の割合58.1%と比較して非常に高いものとなっています。

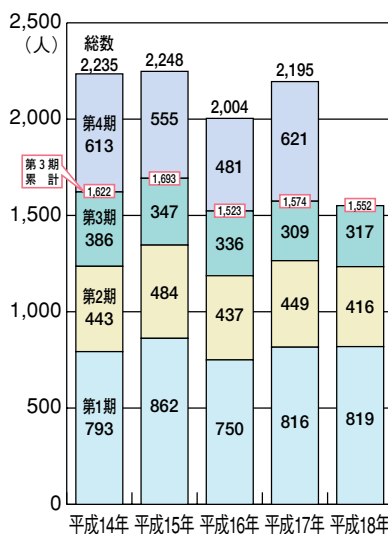
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)862人のうち、487人(56.5%)が65歳以上の高齢者です。

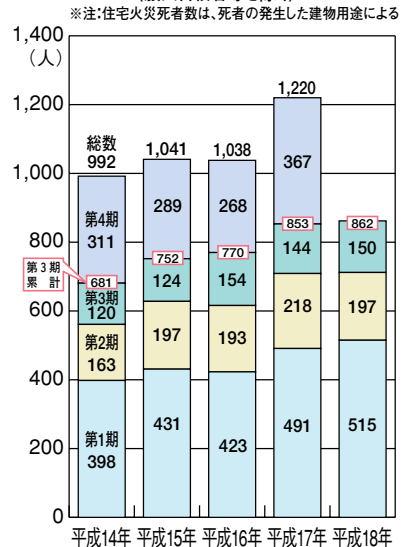
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移 (放火自殺者等を除く)



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比較は、逃げ遅れ540人（5人の増・+0.9%）、着衣着火46人（5人の減・-9.8%）、出火後再進入20人（3人の減・-13.0%）、その他256人（12人の増・+4.9%）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

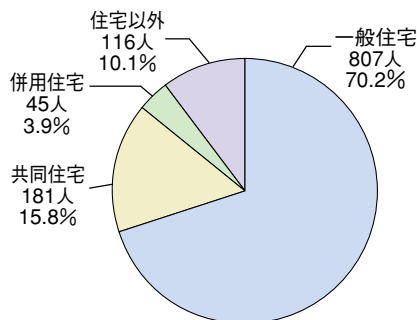
全火災4万451件を出火原因別にみると、「放火」4,908件（12.1%）、「こんろ」4,423件（10.9%）、「たばこ」3,915件（9.7%）、「放火の疑い」3,467件（8.6%）、「たき火」2,071件（5.1%）の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、8,375件（20.7%）となっています。

6 住宅防火対策への取組み

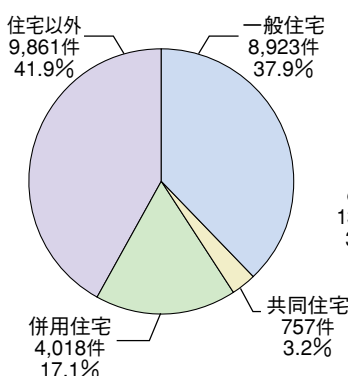
平成18年（1月～9月）の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は862人で、前年同期と比較すると9人の増加（+1.1%）となり、データのある昭和54年以降、最多を記録した昨年同期を上回る値となっています。

平成18年6月1日に、住宅火災による死者数の急増に対応するため、すべての住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付ける改正消防法が施行されました。新築住宅については同日から適用となりますが、既存住宅については、市町村条例で定める日（平成19年～平成23年）まで住宅用火災警報器等の設置・維持が猶予されています。しかしながら、火災による死者数の低減のため、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

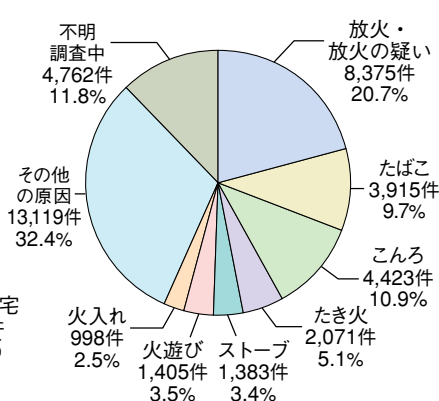
建物火災の死者1,149人の内訳
※注：住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



建物火災の出火件数
2万3,559件の内訳

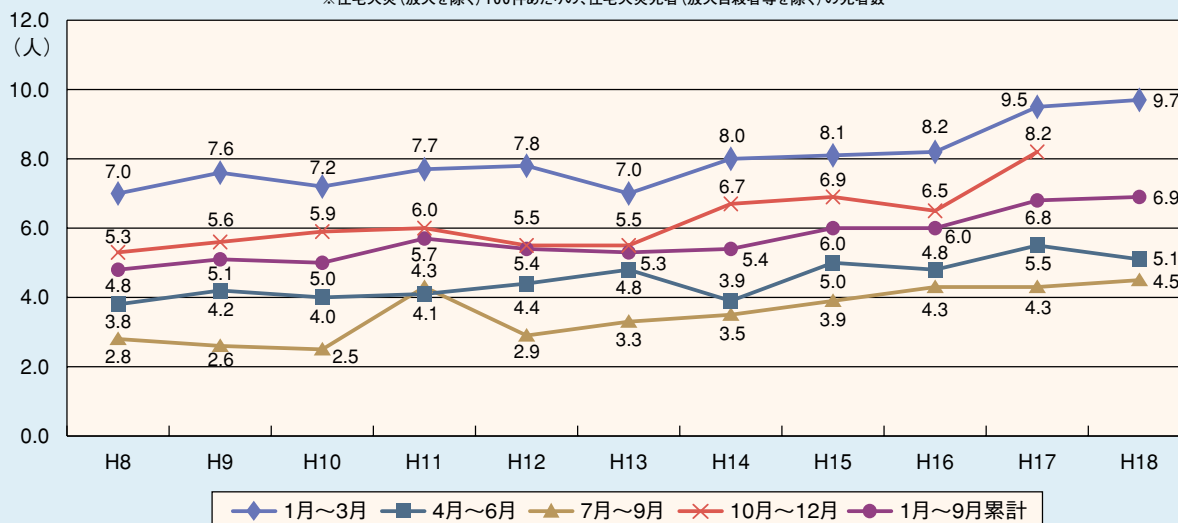


出火原因の内訳
(全火災4万451件)



住宅火災における死者の発生率

※住宅火災（放火を除く）100件あたりの、住宅火災死者（放火自殺者等を除く）の死者数



平成19年春季全国火災予防運動の実施 予防課

1 はじめに

『消さないで あなたの心の 注意の火。』を統一防火標語に掲げ、3月1日(木)から7日(水)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施するものです。

平成17年中の火災件数は5万7,460件で、前年と比べ2,927件減少し、また、昨年1月から9月までの火災件数も、前年同期と比べ2,773件減少しています。しかしながら、住宅火災による死者数は依然として増加傾向にあり、昨年においても、平成17年に記録した過去最悪の1,220人を超える死者数が予測されることから、より一層の住宅防火対策の強化が必要です。

このことから、今回の運動は、①住宅用火災警報器の早期設置の促進をはじめとした「住宅防火対策の推進」、②「放火火災防止対策戦略プラン」の活用等により、放火火災の減少を目指す「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、③昨年長崎県で発生したグループホーム火災等を踏まえ、総合的な防火安全対策の徹底を図るための「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、④林野周辺住民や入山者への火災予防意識の啓発を図るための「林野火災予防対策の推進」、⑤季節的、気候的な状況を踏まえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の5点を重点目標に掲げて実施します。

また、例年どおり、春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」も併せて実施します。

2 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 林野火災予防対策の推進
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

3 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア) 住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ) 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ) 防災品の普及促進
- オ) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- キ) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ) 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア) 防火管理体制の充実
- イ) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ) 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- カ) 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する防火対象物における防火安全対策の徹底
- キ) 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

(4) 林野火災予防対策の推進

- ア) 林野周辺住民、入山者等の防火意識のかん養
- イ) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ) 火入れに際しての手続き等の徹底

エ) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア) 火災予防広報の実施
- イ) たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ) 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ) 工事等における火気管理の徹底

4 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- イ) 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ) 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ) 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア) 当該施設の実態把握
- イ) 当該施設で取扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む)の把握
- ウ) 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災予防対策の推進

- ア) 電気配線の適切な維持管理
- イ) 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
- ウ) 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア) 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ) 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

このほか、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報を含め、積極的に平成19年春季全国火災予防運動を展開します。

なお、平成19年春季全国火災予防運動の実施要綱と実施要綱の取扱いについて定めた通知文は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)にも掲載されています。

～住宅防火 いのちを守る 7つのポイント～

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

5 全国火災予防運動ポスター

昨年の秋季全国火災予防運動に引き続き、女優の上野真未さんをモデルとして15万枚を作成し、全国の消防機関等へ配布しました。



春季全国火災予防運動広報用ポスター

大規模タンク浮き屋根揺動実験について

消防大学校消防研究センター

1 実験の目的

平成15年9月に発生した十勝沖地震における浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の甚大な被害にかんがみ、平成17年1月に消防法令が改正され、特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係る技術基準が整備されました。やや長周期地震動の影響による浮き屋根の耐震機能の確保のため浮き屋根の強度等が定められ、浮き屋根が損傷するときのスロッシングの大きさの簡易評価手法が定められました。しかしながら、液面のスロッシングに伴う浮き屋根揺動の力学的挙動について実規模タンクにおける検証はまだ十分ではありません。特に過去の被害状況から浮き屋根最大上昇量が2m以上となるときに浮き屋根に甚大な被害が発生すると考えられている一方で、浮き屋根を考慮したスロッシング挙動に関する研究は比較的少なく、大きな波高の影響の定式化は、実規模タンクで調査する必要があります。

本実験の目的は、やや長周期地震動に係る危険物施設の技術基準に対応した浮き屋根の合理的改修方法確立のため、実規模タンクを用いた浮き屋根直接加振実験により、スロッシングに係る評価式の検証を行うことです。

2 実験の概要

揺動時の浮き屋根の変形挙動の検討のため、エアシリンダーを用いて浮き屋根を直接加振する装置を作製しました。実験に使用するタンクは容量1万5,000ℓ(直径38m)のシングルデッキ型の浮き屋根式タンクであり、加振装置を用いて浮き屋根を揺らす高さは1m(両振幅で2m)を目標としました。実験では、浮き屋根の変位や浮き屋根各部に発生する歪みを計測しました。実験は、平成18年10月に秋田県男鹿市で行われました。

3 実験装置の概要

加振装置の概略図を図1に示します。加振装置はエアシリンダー、電磁弁、コンプレッサー及びコントローラから構成されています。エアシリンダーは回転できるように大規模タンクの側板内面に取り付けました。エアシリンダーは復動型で、伸長方向、短縮方向ともに浮き屋根を加振できるものです。

平成17年度に実施した予備実験の結果から、浮き屋根の揺動高さは、コンプレッサーの圧力、エアシリンダーの本数、エアシリンダーの断面積にほぼ比例することが分かっています。予備実験の結果より、浮き屋根の減衰係数や加振効率を見積もって計算すると、浮き屋根の最大揺動高さは約1.3mになるものと推測されました。なお、大規模タンクには深さ10mまで水を入れたので、本実験のスロッシング1次固有周期は7.45秒となります。

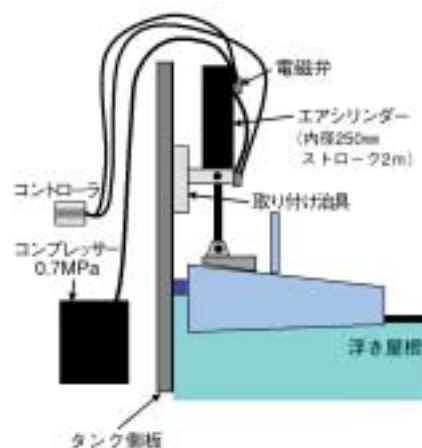


図1 本装置及び治具の概略図

4 加振装置等の設置状況

図2、図3に示すように、大規模タンクの側板内側(0度側)にエアシリンダーを設置しました。図には示していませんが180度側にも同様に4本のエアシ

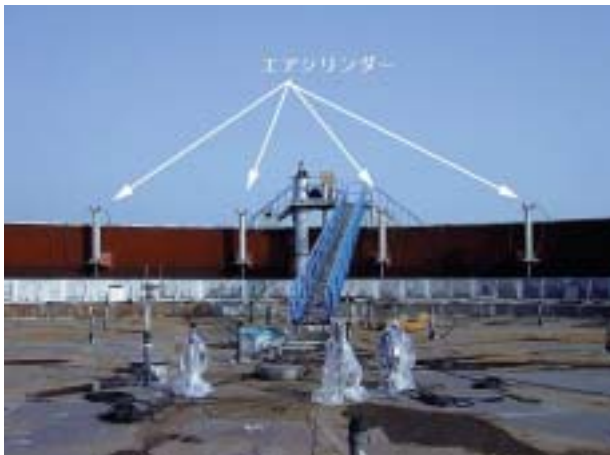


図2 浮き屋根上のシリンダー配置（0度側）



図3 タンク側板に設置されたシリンダー

リンダーを設置しました。エアシリンダーは浮き屋根の揺動に対応できるように取り付けられています。

今回の実験では加振周期はスロッシング1次固有周期と同じ7.45秒とし、コンプレッサーの圧力を変化させて、浮き屋根の最大揺動高さを調べました。全実験を通して、発生させることのできた浮き屋根の最大揺動高さは両振幅で約1.6mです。図4は実験で最大揺動高さとなったときの浮き屋根の状況と最低の揺動高さとなったときの浮き屋根の状況を示したものです。側板内面には浮き屋根の付属品が擦った跡が残されていることが見て取れます。



図4 最高揺動高さとなった浮き屋根(左)と最低揺動高さとなった浮き屋根(右)

5 実験結果

図5は、コンプレッサー圧力を0.3MPaとし、押し引きで加振した場合の0度側(ゲージポール付近)における鉛直変位の推移です。加振開始からおおよそ5分で揺動高さはほぼピークに達します。その後、加振を停止し、浮き屋根を自由振動させると、約6分で浮き屋根の揺動が収まりました。

揺動高さが大きい時には、揺動高さが小さい時に比べて減衰率が小さいことが、本実験の分析結果から得られておりますが、この要因は、揺動高さが高い場合には、チューブシールが側板から離れるため、側板から受ける摩擦力がなくなるためと考えられます。

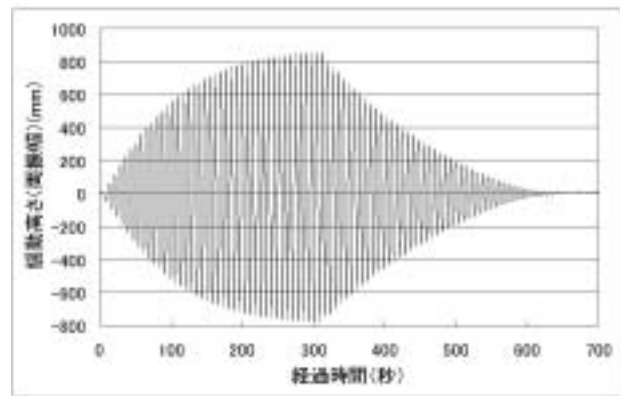


図5 0度側の揺動高さの時間的推移
(圧力0.3MPa、押し引き加振、加振時間300秒)

6 実験結果からどのような事が言えそうか

現在、実験データを詳細に分析しているところですが、これまでのところデータを概観したところ、浮き屋根の挙動について次のことが分かりました。

従来、浮き屋根のある場合、1次モードに対する減衰係数は0.5%を想定していますが、今回の実験でも浮き屋根揺動高さが十分に大きいときには1.0%未満の値となり、これまでの想定は妥当なものと考えられます。

また、浮き屋根がある場合については、浮き屋根の変位挙動を評価する近似式は、今回の実験においてもほぼ成立することが確かめられました。

さらに、ポンツーンに発生する最大歪みを評価する算定式から算出された値は、実験により測定された歪みの値とはオーダーは同程度でした。

「ウォーターカッター車」及び「大型ブロアー車」を導入

参事官

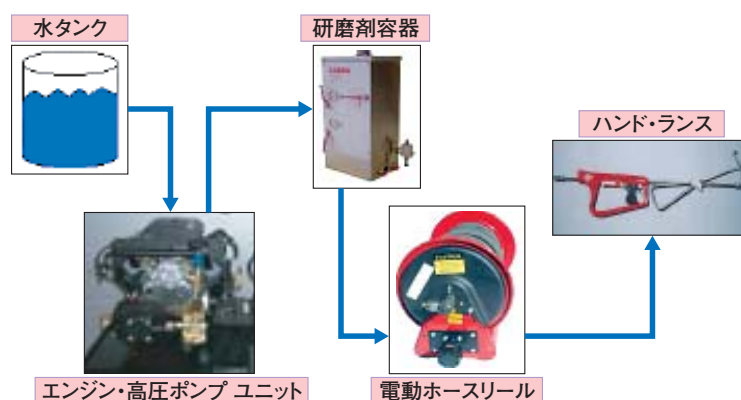
1. 背景

平成17年4月のJR西日本福知山線列車事故では、救助現場に車両から漏洩したガソリンが気化充満していたため、エンジンカッター等の火花が発生する救助用器具が使用できず、救助活動に支障を生じたことの教訓から、ウォーターカッター及び大型ブロアーを整備することとしたもの。

2. 概要

○ウォーターカッター

研磨剤を混入した高圧の水流で、鋼材、コンクリート等のあらゆる対象物を切断できるもので、火花が出ないことから危険物、可燃性ガス等の充満した場所でも使用が可能である。また、少量の水での噴霧消火も可能である。



○大型ブロアー

大型のファンを高速回転させることにより、1時間に21万 m^3 （東京ドームがほぼ5時間で膨らむ。）もの大量の送風やマイクロ噴霧放水を実施できるもので、有害物質の除去やトンネル・地下街・地下鉄等での火災等における排煙・消火等を行うものである。



3. 活用方法

ウォーターカッター車及び大型ブロアー車は、我が国消防の救助活動能力の向上のため、消防大学校の研修で活用します。また、平素は、全国の主要都市5箇所（札幌市、東京消防庁、名古屋市、大阪市、福岡市）に配備し、より実践的な訓練を重ねるとともに、全国的な災害対応能力を強化するものです。



住宅防火情報及び防災品の普及啓発用ビデオ (DVD)

予防課

1. 「住宅防火情報」の発信

改正消防法（平成16年法律第65号）の施行により、平成18年6月1日から新築住宅に住宅用火災警報器等の設置義務化がスタートしました。

既存住宅への適用期日は、市町村条例で定められており、おそくとも平成23年6月1日には全国すべての住宅が義務設置となります。

そのような中、各市町村においては、消防機関を中心として消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織等の連携により、地域の防火活動を積極的に展開し、住宅用火災警報器の設置促進をはじめとした住宅防火対策を推進しているところです。

今般、こうした地域活動をサポートするための方策として、全国各地から得た住宅防火に関する情報を「住宅防火情報」として発信することになりました。

この情報の活用により地域ごとに住宅防火への新たな取り組みが実施され、一層の住宅防火対策が推進されることが期待されます。

この「住宅防火情報」は、平成18年12月20日にスタートし、随時、消防庁ホームページ上 (<http://www.fdma.go.jp>) で掲載します。

2. 防災品の普及啓発用ビデオ (DVD) の制作

住宅火災による死者数は、平成17年には、記録の残る昭和54年以降で最多の1,220人となり、高齢化社会の進展を背景に、今後ますますの増加が懸念されています。

このような住宅火災では、寝具類や衣類、カーテン等に着火し、拡大したことによる死者が多いことから、消防

第1号
消防庁予防課

住宅防火情報

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

火災情報

○ 複数の死者が発生、住宅火災事案

★住宅火災、5人が死亡（10月21日 福岡県豊前市）

10月21日午前5時30分頃、福岡県豊前市のプロパン販売業（69）方の1階から出火、木造2階建て住宅229㎡を全焼した。四世代が同居する10人家族の住宅で、焼け跡から妻、祖母、娘婿、孫2人の5人が死亡、孫1人が避難の時に負傷（火傷）した。妻は一旦避難したが、家族を助けるために家に戻り死亡。2階で就寝していた娘夫婦と子供2人の内、娘は2階のベランダから車庫の屋根に飛び移り避難したが、ご主人や子供2人は逃げ遅れ死亡した。

今後も、住宅用火災警報器の普及啓発に努め、早期設置を促進している。
（京築広域圏消防本部）

★住宅全焼、自力歩行困難者等親子3人が死亡（10月26日 宮崎県宮崎市）

10月26日20時20分頃、宮崎県宮崎市青葉町において木造瓦葺2階建て住宅から出火し、約250㎡を全焼、さらに隣接の木造瓦葺平屋建て住宅1棟を部分焼した。この火災で、火元住宅から2名の自力歩行困難者と1名の高齢者の3名の死亡が確認された。

なお、この住宅は、宮崎市消防局が実施している災害時要援護者登録制度には未登録であった。

この火災を契機として、死者が発生した住宅火災について住宅用火災警報器設置に関する検証を5事例実施したところ、火災を早期に気づき、付近住民による協力などにより死亡を回避できたであろうと推定された。

この結果を基に、報道機関へ情報提供し、住宅用火災警報器の早期の設置普及を進めていく。（宮崎市消防局）

★住宅全焼、3人が死亡（11月15日 奈良県高取町）

11月15日0時50分頃、奈良県高市郡高取町観音寺814-1 M方から火災が発生し、2階建て住宅延べ約290㎡を全焼、Mとその妻Y、Mの母Kの3人が死亡した。なお、Yは火災発生後、救助のために再進入を試み亡くなられた悲惨な事案でありました。

本件は、住宅用火災警報器の未設置住宅であり、当消防本部においても、住宅用火災警報器の普及等の焼死防止対策に取り組んでいる中で、この悲劇でした。
（中和広域消防組合消防本部）

★住宅1棟全焼、夫妻が死亡（11月16日 鹿児島県さつま町）

住宅防火情報（第1号）

庁では、これらに着火しにくい防災品の使用拡大を図るため、防災品の普及啓発用ビデオを制作しました。

今後、火災予防広報等で同ビデオを積極的に活用し、平成18年6月に義務化された住宅用火災警報器の設置促進と併せ、防災品の使用拡大により住宅火災死者の低減を図っていきます。



防災品の普及啓発用ビデオ (DVD)



緊急消防援助隊情報

応急対策室

先月号に引き続き、今月は平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の中部及び関東地域の実施状況を紹介いたします。

平成18年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練について

常滑市消防本部

平成18年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を、愛知県常滑市において実施しました。

1. 実施日 平成18年10月25日(水)、26日(木)

2. 実施場所

図上訓練会場：愛知県常滑市新開町(常滑市役所)

実動訓練会場：愛知県常滑市りんくう町

3. 参加機関(順不同)

総務省消防庁、中部ブロック緊急消防援助隊登録69消防(局)本部、石川県消防防災航空隊、愛知県防災航空隊、中部国際空港株式会社、陸上自衛隊第10師団、日本赤十字社愛知県支部、常滑市民病院、半田市民立半田病院

4. 実施内容

訓練想定：中部国際空港における同時多発テロによる災害

第1日目：平成18年10月25日(水)

情報収集・伝達訓練、調整本部設置・運営訓練(図上訓練)、参集訓練、野営訓練

第2日目：平成18年10月26日(木)

情報収集訓練、調整本部設置・運営訓練、指揮支援本部設置・運営訓練、毒性物質発散対応訓練、応急救護所設置及び重傷者搬送訓練、列車事故救出訓練、立体駐車場崩落多重事故救出訓練、飛行機事故救出訓練、高層建物救出訓練、連絡通路崩落救出訓練、終了式

5. 主な訓練項目の具体的内容

(1) 図上訓練(調整本部設置・運営訓練)

愛知県では、災害規模にかかわらず調整本部を県庁に設置する計画ですが、局地災害(中部国際空港)対応の一つの方法として、その機能を県庁から常滑市に移動させることとし、市役所内に調整本部を設置する訓練を行いました。中部国際空港内のグリッドマップなど必要な資機材の準備を行うと同時に、調整本部の構成員が実際に常滑市役所へ移動しました。



飛行機事故救出訓練

運営訓練では、消防庁、指揮支援部隊長、代表消防機関、常滑市消防本部、愛知県の構成員に加え、中部国際空港株式会社職員にも参加いただき、県内広域応援部隊、各応援県隊の部隊配置を中心に、各応援県隊の到着時刻差を考慮して図上訓練を実施しました。

(2) 実動訓練

各訓練項目への参加部隊としては、例えば愛知県隊が主として担当した化学剤テロへの対応訓練に静岡県隊、石川県隊が連携するなど、各訓練項目において応援県隊に、受援県である愛知県隊を加えた構成で活動を行いました。複数の消防本部間の連携が必要となる緊急消防援助隊の活動として、より実践的な訓練になったと考えています。また、事前の連絡調整等を通じ、県隊を越えた消防本部間の関係が作られる機会となりました。



連絡通路崩落救出訓練

6. 訓練を終えて

各訓練項目で、緊急消防援助隊として連携した活動を行うことができ、中部ブロック合同訓練として大きな成果が得られたと思います。また、常滑市としましても、2005年2月の中部国際空港開港を受け、テロ行為への対応を新たな課題として、日頃から訓練・対策に取り組んできましたが、空港でのテロ行為を想定したこの訓練を実施でき、今後の活動において、大いに参考となるものとなりました。

訓練準備においても、愛知県、愛知県消防長会、名古屋市消防局、岡崎市消防本部、本市消防本部で構成した作業部会員がそれぞれの役割を果たしつつ、各課題に協力して取り組めたと考えています。

最後になりますが、消防庁、中部ブロック各県、参加各消防本部、各関係機関の皆様からいただいた多大なご協力、ご支援により訓練を成功裏に実施できましたことに対しまして、感謝申し上げます。



平成18年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練について

栃木県総務部消防防災課

平成18年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、平成8年度から実施され、平成10年度にブロック構成県である1都9県の輪番制となり、今年度は栃木県で初めて実施されました。

栃木県宇都宮市付近を震源とするM7.3の直下型地震により、宇都宮市を中心に甚大な被害が生じたとの想定で行われました。

以下、訓練内容につきまして概要を紹介します。

1. 実施日 平成18年11月11日(土)、12日(日)

2. 実施場所

総合訓練会場：宇都宮市「栃木県総合運動公園」

野営訓練会場：宇都宮市「宇都宮競馬場跡地」

3. 主催

総務省消防庁、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練栃木県実行委員会

4. 参加協力機関(順不同)

陸上自衛隊第12特科隊、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地、栃木県警察本部、栃木県宇都宮南警察署、日本赤十字社栃木県支部、社団法人宇都宮市医師会、宇都宮市消防団

5. 協賛

財団法人栃木県消防協会、財団法人栃木県消防設備保安協会、社団法人栃木県危険物保安協会連合会、財団法人消防試験研究センター栃木県支部、宇都宮自衛消防協会、宇都宮危険物保安協会

6. 協力

財団法人栃木県民間福祉協会、済生会宇都宮病院

7. 訓練参加機関(順不同)

消防機関 200部隊(うち航空部隊9隊)721名、陸上自衛隊2隊(二輪隊)2名、栃木県警察本部 1隊(航空隊)5名、日赤栃木県支部 17名、宇都宮市医師会 3名、宇都宮市消防団3隊15名

8. 実施内容

第1日目：平成18年11月11日(土)

応援要請にもとづく参集訓練、調整本部運営訓練(図上訓練)、事前調整、給食支援訓練、野営訓練等

第2日目：平成18年11月12日(日)

災害情報収集・支援情報伝達訓練、緊急消防援助隊調整本部運営訓練、多重衝突事故・集団救急救出訓練、編隊飛行訓練、土砂災害救出訓練、NBC災害対応訓練、医療スタッフ・医療物資搬送訓練、倒壊家屋救出訓練、重度傷病者搬送訓練、中高層建物救出訓練、中高層建物火災消火訓練、延焼阻止線設定訓練、空中消火訓練、終了式

9. 主な訓練種目の具体的内容

第1日目：平成18年11月11日(土)

参集訓練

神奈川・山梨・長野・静岡県隊は東北自動車道の佐野SA、群馬・埼玉・千葉・東京都隊は壬生町総合運動公園、茨城県隊は道の駅「にのみや」へそれぞれ進出し、管轄消防本部の先導により訓練会場に参集しました。

調整本部運営訓練(図上訓練)

栃木県災害対策本部室において実施した調整本部運営訓練は、複数の被災市を想定し県災害対策本部及び県調整本部を

設置して行いました。県内広域消防応援要請、緊急消防援助隊の応援要請、進出拠点・活動拠点の決定、各部隊の被災市への配備、被害状況の拡大に伴う追加応援要請などについて、県受援計画にもとづき実施しました。

また、災害対策本部要員として自衛隊、警察も参加し、災害対策本部と調整本部との連絡調整についても検証を行いました。

野営訓練

1都9県の各都県隊が、宇都宮市の宇都宮競馬場跡地で野営訓練を実施し、同会場にて高部正男消防庁長官による激励巡視が行われました。

第2日目：平成18年11月12日(日)

総合訓練

総合訓練における調整本部運営訓練は、消防庁、東京消防庁、宇都宮市消防本部、鹿沼市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県消防防災課の職員が会場内の調整本部にて、県内応援部隊・緊急消防援助隊の部隊配備の検討などを行いました。

災害情報収集・支援情報伝達訓練には、陸上自衛隊の二輪隊及び栃木県警察航空隊が参加し、各参加部隊と連携した災害情報収集活動を行いました。

多重衝突事故・集団救急救出訓練では、日本赤十字社栃木県支部が参加し、救急部隊との連携による、応急救護所の設営・負傷者のトリアージ活動などを行い、医療スタッフ・医療物資搬送訓練では、航空部隊との連携による応急救護所への医療スタッフ・物資の搬送などを行いました。



土砂災害救出訓練

また、NBC災害対応訓練、倒壊家屋救出訓練では宇都宮市医師会が参加し、救急部隊との連携による要救助者の観察や処置を行いました。

延焼阻止線設定訓練では、地元宇都宮市消防団も参加し、指揮支援隊長の指揮のもと、各都県隊と連携し、水利の確保など消火活動を行いました。

10. 関東ブロック合同訓練を終えて

本県におけるブロック合同訓練は今年度が初めてであり、手探り状態で始まった実行委員会でありましたが、作業部会や事務局はもちろんのこと、各関係機関の多大なるご理解・ご協力のもと、予定した訓練日程を、事故等もなく無事に終了することができました。

今回の合同訓練の実施は、今後の受援計画の見直しや本県における受援体制の強化を図る上で、大きな成果があったものと考えます。

最後に、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練にあたり、多大なるご支援やご協力を賜りました各関係機関の皆様方に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。



佐賀県 鳥栖・三養基地区
消防事務組合消防本部
消防長 原 正弘

うらおいと活力あふれ 未来にはばたく交流都市

当消防本部は、1市3町(鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町)から構成され、佐賀県の東部に位置し、その周囲の半分以上が福岡県境と隣接しており、生活基盤である産業・経済・文化・消費・流通などにおいては、福岡市から久留米市へかけて広がっている带状都市圏に包含されています。

北部の九千部山系の山岳地帯から、南部は県境を流れる筑後川に向かって、山麓、丘陵、平地、水田と地水利に恵まれた筑紫平野が広がり、その地形を生かして植林、果樹、園芸、内陸工業、田園地帯となっています。

管内には国道3号線と国道34号線、JR鹿児島本線とJR長崎本線、九州自動車道と長崎自動車道、大分自動車道がそれぞれ分岐交差しており、また筑紫野有料道路、国道264号線などが縦横に通り、さらに九州新幹線鹿児島ルート博多～船小屋間も既に着工しており、まさに鳥栖市を基点とした九州の



赤バイ隊

陸上交通の要衝となっています。この地理的条件を生かし大都市のベッドタウンや商工業団地などが建設され、鳥栖流通業務団地整備事業など新都市構想を備えた総合的な物流都市として大型店舗

が出店するなど、今後ますますの発展が予想されます。

管内面積は、158.55km²で人口は約11万9千人です。

当消防本部の職員数は125名、1本部2署1分署で構成され、化学車、ポンプ車、梯子車、高規格救急車など31台の消防車両を装備しています。なかでも、平成18年3月に、財団法人日本消防協会より赤バイ3台の寄贈を受け、同年4月に赤バイ隊を発隊し、災害時の情報収集や広報活動のため日々訓練に励んでいます。

また、当管内が交通の要衝になっていることで、交通事故での救急救助出動が多く、そのための多数傷病者を想定した交通救助訓練を実施しています。

久留米大学医学部学生の救急車同乗実習と ドクターヘリの運用

救急医療の現場では、病院前救護の重要性が叫ばれ、平成15年度より、久留米大学医学部学生が泊り込みによる消防署(筑後地区6消防本部)での救急車同乗実習を行っています。年間約20名の医学生が金曜日の16:00～翌朝8:00までの間、救急出動に同乗し、短時間でのバイタルサインの確認、応急処置、本人、家族との対話等の体験をしています。



医学生同乗実習

救急車同乗実習を体験した医学生は、「救急医療は現場から始まっている、安易な要請により本当の救急時に出動ができない。」と実感していました。また、待機中は、心肺蘇生法やバックボードを使用したシミュレーション訓練等を指導し、充実した実習であったと医学生たちに好評でした。

医学生の在籍する久留米大学病院高度救命センターは、全国に先駆け平成14年からドクターヘリの運用をはじめました。特筆すべきは県境を越えた出動(福岡県、佐賀県及び大分県)であり、当消防本部も現在までに12件の要請を行っています。

また、平成18年10月1日よりドクターヘリの高速度路への着陸が可能となり、地域救急医療の中核として活躍が期待されています。

当消防本部が進めている医学生同乗実習をはじめ、救急現場活動を理解した医師の増加、ドクターヘリの運用等は広域災害時の機動力となり心強い限りです。



ドクターヘリ

小樽海上保安部と合同水難救助訓練を実施

小樽市消防本部

小樽市消防本部は1月5日、石狩湾小樽港において小樽海上保安部と合同水難救助訓練を実施しました。消防本部からは潜水士5名を含む18名、海上保安部からは巡視船「ほろべつ」と潜水士7名を含む26名が参加し、潜水技術の向上や活動時の連携要領を再確認しました。訓練は、溺者の捜索や救助等の連携活動を中心に実施しました。隊員たちは、訓練を通して連携活動要領を再確認するとともに、人命救助に対する熱い思いは消防本部・海上保安部ともに変わらないということを改めて認識し訓練を終了しました。



水難救助訓練の様子

ひとり暮らし高齢者宅に住宅用火災警報器を設置

三郷市消防団

三郷市消防団は18年11月から約2カ月間、住宅防火訪問に合わせ、三郷市防火安全協会から寄贈された住宅用火災警報器(100個)をひとり暮らしの高齢者宅に取付ける「いたわり奉仕活動」を実施しました。住警器の取付けは高齢者には困難で危険が伴うことから、消防団の活動は大変感謝され、安心と安全を高めることができました。住宅防火訪問は平成17年6月より、火災予防運動の期間だけでなく一年を通して定期的に行っており、18年12月末までの高齢者住宅への防火訪問は173回、延べ564軒で実施しました。



住宅用火災警報器を取付ける消防団員

消防通信 望楼 ぼうろう

藤沢市消防防災訓練センターを開設

藤沢市消防本部

藤沢市消防本部では18年12月21日、藤沢市消防防災訓練センターが完成し、業務を開始しました。訓練センターは、安心して安全に暮らせる街づくりの推進を図るために建設され、基本的な消火、救助訓練のほか、各種災害を想定した実戦に即した訓練だけでなく、防災訓練や消火・救急の講習会の実施等、市民も使いやすい施設となっています。通常時は、消防職団員及び市民の消防訓練の拠点として、被災時には、他都市からの緊急消防援助隊の集結場所として運用することで災害活動の拠点としての任を担います。



訓練塔を使った消防訓練の様子

劇を通じて防災の意識の向上を

善通寺市消防本部

善通寺市消防本部は17年12月から、子供たちに楽しみながら防災意識を学んでほしいとの思いから、若手消防士を中心に防火劇団を結成し、幼稚園等を巡回しながら防火・防災を訴える劇を上演しています。劇は地震をテーマに、園児たちが劇中で出される質問に答えながら、火の化身メラメラ怪人を正義の味方レスキューレッドや消防士と協力して退治していくという、楽しみながら勉強できる内容になっています。劇中で学んだことが子供たちの心に根付き、将来は防災の輪という大輪の花になることを願っています。



劇の上演風景と防火劇団のポスター

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

ICTを活用した新たな教育～消防大学校e-ラーニングを運用開始～

消防大学校「幹部科」入校者に対する「消防大学校e-ラーニング」の運用が平成18年12月20日から開始され、平成19年4月に幹部科第5期に入校する予定の学生43名による学習が始まりました。現在は7科目の学習教材を配信していますが、18年度内には8科目を追加し、幹部科第6期の入校予定者には15科目の学習教材を配信する見込みです。

e-ラーニングでは、講義映像の他に解説画面や参考資料を確認しながら学習を進めることができ、入校前に十分な知識を個別学習により習得します。入校後は、e-ラーニングでの学習内容を基に、応用力重視の集合教育（課題研究、図上訓練等）をより実務的な視点から効率的かつ効果的に展開できることとなります。

＜e-ラーニングにおける個別学習と消防大学校での集合教育との融合により、集合教育期間を短縮することとしています。（本誌平成18年10月号参照）＞

なお、e-ラーニング支援のために、サポートデスクが設置されているほか、担当教官が各学生の学習進捗状況を確認すると

ともに、電子メールでアドバイスしながら指導を行います。また、掲示板機能を利用して学生が相互にコミュニケーションを図ることもできます。

現在、e-ラーニング受講中の学生からは、「講義内容について理解できなかったところは、繰り返し確認しながら進められます。」「法令用語等は、講義中でも自分のペースに合わせて調べながら受講できるので理解しやすい。」等の感想が寄せられています。

学習状況(各消防本部等)

～学生へ配信中の教材画面から～



管理状況(消防大学校等)

消防大学校成績優秀者

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
警防科(第80期) 10月24日～12月15日 57名	町田 昌樹 楨坂 稔 吉田 俊彦 新開 実 三原 亘	さいたま市消防局 (埼玉) 新潟市消防局 (新潟) 名古屋市消防局 (愛知) 堺市高石市消防組合消防本部 (大阪) 出雲市消防本部 (島根)
危険物科(第1期) 11月20日～12月15日 44名	境野 貴祥 横溝 敏宏 佐藤 篤 桑葉 努 西開地政紀	伊勢崎市消防本部 (群馬) 千葉市消防局 (千葉) 東京消防庁 (東京) 名古屋市消防局 (愛知) 今治市消防本部 (愛媛)

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女が活動している自主防災組織です。この年代から火災・災害を予防する方法や知識を身近な生活の中に見出すことを目的とし、地域や家庭における防火・防災のために各地域で組織づくりが進められています。平成18年5月1日現在、日本全国で5,530団体が結成され、約44万人が活発に活動しています。

活動を通じて、防火・防災について学習し、話し合い、これらについての正しい知識と技能を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につけ、健全な地域防災の担い手となるよう努力しています。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なりますが、次のようなものです。

① 校内点検の実施

校内に設置してある消火器や設備並びに避難器具等の位置の確認や外観点検を行い、その結果を校内放送で発表し、全校にその取扱いについての注意を呼びかけます。

② 講習会・防災訓練等への参加

講習会や防災訓練、救急教室などに参加し、地震等による自然災害が発生するしくみ、消火器等を使用した初期消火の方法、ロープワーク、三角巾を利用した応急手当の方法などを体験学習しています。

③ 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館などに寝泊ま

りし、炊き出し訓練、プール等での着衣泳法、ダンボール等を使用した避難所生活体験などを行っています。

④ 研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録や防火ポスター、防火新聞、防火チラシ等を校内に展示し、あるいは各家庭に配付するなどして火災予防や防火思想の普及に努めています。

⑤ 防火パトロールの実施

消防職団員とともに、地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に夜間防火パトロールを行っています。

消防庁では、毎年3月下旬に、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合い言葉に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催し、優良な少年消防クラブに対して表彰を行っております。

また、小・中学生向けの防災啓発として、「BFCわたしの防災サバイバル手帳」を消防庁のホームページ上で公開しています。

(http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4_01.html)

これらの施策と活動を通じた年少期の体験的防災教育がしっかりと身につく、大人になった後も大いに役立ち、地域防災力の中心的推進者として社会貢献が期待できます。



出初式の様子

(北海道広尾町野塚少年消防クラブ、広尾少年消防クラブ)

(写真提供：南十勝消防事務組合消防本部)



防火講話の様子

(岩手県一関市田中少年消防クラブ)

(写真提供：一関市消防本部)

「自主防災組織と安心安全なまちづくりシンポジウム」 ～地域安心安全ステーションの取り組みから～

防災課

1. 開催の目的

大規模災害に対しては自助・共助といった住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっており、自主防災組織の果たす役割が大きなものとなっている。そうしたなかで、地域の安心安全の確保という観点から、自主防災組織を核に地域の関係団体が連携した活動を行う地域安心安全ステーションの取り組みが進められており、今回のシンポジウムでこれまでの取組事例を踏まえ、今後、地域安心安全ステーションの活動をどのように進めていくべきかについて考え、地域防災力の向上に結びつけることとする。

2. 開催日時

平成19年2月13日(火) 13:30～17:00

3. 開催場所

経団連会館14階 経団連ホール
(東京都千代田区大手町1-9-4)

4. 参加費

無 料 (定員400名)

5. 主 催

総務省消防庁

6. 後 援 (予定)

内閣府(防災担当)、全国市長会、全国町村会、財団法人自治総合センター、財団法人自治体衛星通信機構

7. 内 容

(1) 基調講演

「地域における防災ネットワークについて」

富士常葉大学教授 重川希志依

(2) パネルディスカッション第1部

「地域安心安全ステーション実践事例から学ぶこと」

コーディネーター

消防庁消防大学校消防研究センター所長 室崎 益輝

パネラー

澄川地区連合会会長(北海道) 大石 昇司

水谷東小学校区自主防災会連絡会代表幹事(埼玉県) 清水 實

柏野安心安全まちづくり推進協議会会長(京都府) 中嶌 重男

(3) パネルディスカッション第2部

「地域安心安全ステーションのこれから」

コーディネーター

消防庁消防大学校消防研究センター所長 室崎 益輝

パネラー

財団法人市民防災研究所理事 池上三喜子

株式会社防災&情報研究所代表 高梨 成子

京都大学防災研究所助教授 矢守 克也

消防庁国民保護・防災部防災課長 金谷 裕弘

8. 参加申込

次の事項を明記して期日までにFAX又はE-mailにてお申し込み下さい。

なお、「自主防災組織と安心安全なまちづくりシンポジウム」参加申込である旨を明記してください。

【申込必要事項】

住所、連絡先電話番号、氏名、年齢、性別、職業

【申 込 先】 株式会社ぎょうせい 開発課内

「地域安心安全ステーション」事務局

FAX 03(5349)6648

E-mail bousaioffice@gyosei.co.jp (申込専用)

【申込期限】 平成19年2月5日(月)



(問い合わせ先)

消防庁 国民保護・防災部防災課 地域防災係

電話 03(5253)7525

テレビ広報番組放送のお知らせ

(1) 番組タイトル

「守るぞ、自分の街！レスQ隊が行く！」

(2) 放送日時・放送局

平成19年2月12日(月・祝) 12:30~13:00 テレビ東京系列

平成19年2月24日(土) 16:00~16:30 BSジャパン

その他一部地方局において、放送予定ですが放送日時は未定です。

(3) 番組内容

「地域防災」をテーマに、消防団や自主防災組織の取り組みを、「あるある探検隊」でおなじみ、人気若手芸人レギュラーの2人が体を張って体験取材。

地域防災に取り組む人々との触れ合いを通じて発見した、驚きの情報をクイズで出題。「自分たちの街は自分たちで守る」という意識の大切さを、楽しく学んでいただける内容となっています。



12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第253号	平成18年12月6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	灯油用運搬容器からの灯油の漏えい事故について
消防災第445号	平成18年12月8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(通知)
消防災第444号	平成18年12月13日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について(通知)
消防予第511号	平成18年12月13日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「第53回文化財防火デー」の実施について(通知)
消防救第151号 消防災第455号	平成18年12月18日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長 消防庁国民保護・防災部防災課長	新型インフルエンザ対策総合訓練への参加募集について
消防消第164号	平成18年12月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	再任用制度等の運用等に係る調査について
消防消第166号	平成18年12月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	新任消防長の教育訓練の計画について
消防災第460号	平成18年12月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災課長	消防団員に対する財政措置等の取扱い及び消防団員の入団促進について(通知)
消防情第230号	平成18年12月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	建物建築指数について
消防応第176号	平成18年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁応急対策室長	平成19年度における緊急消防援助隊の登録事務について(通知)
消防予第530号	平成18年12月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「配管の摩擦損失計算の基準」の一部改正について

広報テーマ

2 月		3 月	
① 春季全国火災予防運動	予防課 防災課 防災課	① 地域に密着した消防団活動の推進	防災課 防災課
② 住宅の耐震化と家具の転倒防止		② 少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	
③ e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	特殊災害室 防災課		
④ 全国山火事予防運動			
⑤ ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ			

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社